

大山奈々子議員の代表質問と答弁

2020年12月2日 (水)

* 一問一答形式に編集

(文責：日本共産党神奈川県議団)

<質問項目>

【1】県民の安心・安全・いのちを守るための取組

- (1) 核兵器廃絶を促進することについて
- (2) 米軍基地問題に関する主体的取組について
 - 1) 基地機能強化を許さない姿勢で臨むことについて
 - 2) 日米地位協定改定に自治体が積極的に関与することについて
- (3) ジェンダーに配慮した避難所について
- (4) 国民健康保険運営方針のよりよい改定に向けて
 - 1) 国民健康保険料の引き下げについて
 - 2) 事務処理の標準化について

【2】県政の重要課題について

- (1) 県立高校の真に適正な学級規模・学校規模の実現に向けて
 - 1) 少人数学級の場の確保について
 - 2) とともに生きる観点に立った県立高校跡地の活用について
- (2) 不透明な県有地売却問題について



【1】県民の安心・安全・いのちを守るための取組

(1) 核兵器廃絶を促進することについて

【大山議員】日本共産党の大山奈々子です。共産党県議団を代表して質問いたします。県民の安全・安心・いのちを守るための取組について伺います。はじめに、核兵器廃絶を促進することについてです。

核兵器禁止条約は、2017年3月、核軍縮の停滞を背景に非保有国の主導で制定交渉が始まり、同年7月に採択されました。これを受けて広島で被爆した方から、感動で身体が震えたとの声を聴いています。長年、核兵器の犠牲者は自分を最後にしてほしいと、後遺症や差別に苦しみながらも、国内外にその非人道性を訴え続けたヒバクシャの方々の努力が歩み実りました。

そして、今年2020年10月、核兵器禁止条約を批准した国と地域が発効に必要な50に達し、条約は来年2021年1月22日に発効することになりました。核兵器の開発や使用や保有、核による抑止も違法化する国際条約となります。存在してはならない兵器として国際社会が認定したことになります。

ストックホルム国際平和研究所推計によると、2019年で、世界に推定1万3900発の核弾頭があります。しかし、その保有国はわずか9カ国に過ぎません。一方、核兵器禁止条約を採択した国は122カ国に上り、一部の核保有国は、もはや国際社会の主導権を握れなくなっています。アメリカに迎合し、条約に背を向ける日本政府には内外から厳しい批判の声が上がっています。

本県は、1984年に「核兵器廃絶と恒久平和の実現」に向けた「神奈川非核兵器県宣言」を議会の議決を経て宣言しています。そして、知事が、2016年、核兵器廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」にサインされたことは、被爆者や平和の取り組みを進める県民諸団体に大変歓迎されています。

唯一の戦争被爆国として、今からでも核廃絶の先頭に立って、批准国側となって、核兵器という絶対悪を無くす大義に立って核保有国を世論で包囲するべきであると考えます。

そこで知事に伺います。「後世の人びとが生き地獄を体験しないように、生きているうちに何としても核兵器のない世界を実現したい」というヒバクシャの方々の思いに応え、政府に対し、核兵器禁止条約を批准するよう進言すべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】 大山議員のご質問に順次お答えしてまいります。県民の安全・安心・いのちを守るための取組について、何点かお尋ねがありました。まず、核兵器廃絶を促進することについてです。

核兵器を廃絶し戦争のない平和な社会を築くことは、人類普遍の願いであり、その実現に向けて、県でもこれまで様々な取り組みを行ってきました。昭和59年には、神奈川非核兵器県宣言が県議会で議決されたことをはじめ、核実験への抗議活動など、唯一の核被爆国である我が国の国民共通の悲願である核兵器の廃絶、恒久平和の実現に向けて、地域からの取り組みを進めています。

国は、核兵器禁止条約について、核兵器からも核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持が得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点を懸念しています。そうした中で、国際社会における橋渡し役を果たしていくというのが国の考えだと認識しています。

県としては、国の動きを注視して適切に対処するとともに、今後も県民のみなさんへの啓発などを中心に、引き続き核兵器の廃絶と軍縮に向けた地域からの取り組みを進めてまいります。

【再質問】

【大山議員】 ご答弁いただきました。核兵器禁止条約に関しては、国の動向を見ると、3年前のご答弁とほぼ同じ趣旨で、残念に思います。世界が平和に向けて進化している中で、知事の認識もぜひ発展させていただきたいと思います。

一つ、再質問をさせていただきます。核兵器禁止条約が発効すること自体を、知事はどう受け止めていますか。伺います。

【黒岩知事】 それでは再質問にお答えいたします。

条約の核兵器のない世界を実現するという目的は、本県の神奈川非核兵器県宣言の趣旨に合致していると評価していますが、条約に核兵器国が参加しておらず、核兵器国と非核兵器国の双方に働きかける日本政府のアプローチとは異なると考えています。

県としては、引き続き核廃絶と軍縮に向けた地域における取組を進めていきたいと考えています。答弁は以上です。



〔要 望〕

〔大山議員〕 要望を申し上げます。本県は、原子力空母の母港化やイージス艦の寄港を容認しています。日米核密約が破棄されていない中で、核が持ち込まれていない確証はありません。全国の中でも、核の脅威に敏感にならなければならない自治体です。

核兵器は、過去に偶発事故の危険性にも直面してきました。「非核三原則」を県是とする県の知事として、核兵器禁止条約の批准を日本政府に迫り、希望を示す先頭に立っていただくよう要望します。

（２）米軍基地問題に関する主体的取組について

１）基地機能強化を許さない姿勢で臨むことについて

〔大山議員〕 次に、米軍基地問題に関する主体的取組について伺います。はじめに、基地機能強化を許さない姿勢で臨むことについてです。

近年、特に米軍の動きが県民に大きな不安を与えています。２０２０年１０月２１日、防衛省南関東防衛局より、日米共同統合演習に関連して、米軍が単独で実施する訓練のため米陸軍の地对空誘導弾ペトリオット部隊が米海軍厚木基地に展開する旨の情報提供が、関係自治体に届けられました。

この件に関し、私たちは防衛省に出向き説明を求めました。この訓練はシミュレーションとはいえ、周辺住民には誤って発射されないかという恐怖が付きまといまいます。この厚木基地での米軍独自の訓練は、１１月５日まで実施された日米共同統合実動演習キーンソード２１の一環で、米軍のインド太平洋地域での中国に対抗する戦略に基づく大規模演習でした。



２０１８年の相模総合補給廠にミサイル部隊が配備された際、指摘したように、我が国が新たなミサイル防衛システムに組み入れられ、アメリカの太平洋戦略の一翼を担わされるといふ懸念が具体化してきたことを憂慮します。

また、１０月３０日には、オスプレイの飛来について防衛省南関東防衛局は、米軍が情報提供を取りやめたことを明らかにしました。「運用上、安全上の理由から情報提供は困難」との見解です。国はこれを容認する構えですが、知事は県民の安全を守り、不安に必要上、断固抗議すべきと考えます。

そこで知事に伺います。米軍が日米地位協定の定めが不明確な点を衝き、どんどん日本の主権を侵害している状況で、県知事として、ペトリオット部隊の展開訓練のように基地機能強化につながることや、オスプレイ飛来情報の秘匿など県民の安全性に関わり不安につながる新たな問題の発生時には、断固、国と米軍に抗議し、やめさせるべきと考えますが、見解を伺います。

〔黒岩知事〕 次に、米軍基地問題に関する主体的取り組みについてお尋ねがありました。まず、基地機能強化を許さない姿勢で臨むことについてです。

厚木基地をはじめ、本県の米軍基地は都市部の人口密集地域に所在していることから、訓練や航空機の飛来など、基地での米軍の活動が基地周辺住民の方々の生活に少なからぬ影響を与える可能性があります。

そこで、これまでも本県は国に対し、米軍の活動により基地周辺住民の方々の生活に影響を及ぼさないよう求めてきました。今回、厚木基地で行われた米軍ペトリオット部隊のシミュレーション訓練に関しては、国から安全上問題はないとの説明がありましたが、基地周辺住民の方に十分に配慮するよう国に求めました。

また、米軍の輸送機オスプレイについては、10月30日、国から、これまで自治体に提供してきたオスプレイ飛来情報について、米軍の運用上の理由から今後は提供できなくなると説明がありました。

米軍機の運用に関して、全ての情報を公表できないことは理解しますが、飛行によって大きな騒音が生じるといった情報や、安全性に関する情報は、適時適切に提供されることが重要であり、引き続き求めていきます。今後も国に対し、様々な機会を通じて県民のみなさまの安全・安心が確保されるよう、働きかけていきます。

〔要 望〕

〔大山議員〕 基地問題についてです。本県は、在日米軍にとって陸海の司令部が置かれている戦略的に重要な地域、裏を返せば攻撃目標となる可能性が高い地域です。

基地機能強化は、菅政権が進めようとする敵基地攻撃能力の保有につながりかねません。平和憲法の精神に立ち、県民を危険にさらす基地機能強化には、毅然とした態度で抗議するよう求めます。

2) 日米地位協定改定に自治体が積極的に関与することについて

〔大山議員〕 次に、日米地位協定改定に自治体が積極的に関与することについてです。

米軍基地問題で日本政府が米軍に対して何ら抗議をしない状況下で、自治体の首長にはいっそう、居住地の住民の安全を守る主体的な役割が求められます。

例えば7月には、コロナ禍のもと、米軍内の感染状況の公表を沖縄県が強く求めたことがきっかけで世論が高まり、米軍は公表に踏み切りました。住民と自治体が要求しなければ、アメリカの姿勢を変えられません。対等平等な日米関係を構築するカギは、日本政府のみならず自治体も握っていると考えます。

そこで知事に伺います。渉外知事会会長として、オスプレイの飛来情報や米軍の訓練情報等の通告を義務化することや、日米での事前協議の対象にすることなどについて、日米地位協定の具体的な改定を求めて行くべきと考えますが、見解を伺います。

〔黒岩知事〕 次に、日米地位協定改定に自治体が積極的に関与することについてです。

私が会長を務める渉外知事会では、これまでも基地問題のうち、解決のため日米地位協定の改定が不可欠と思われる課題については改定を求めつつ、運用改善により柔軟に対応を図れる課題については、運用改善を求めてきました。

現行の日米地位協定では、米軍の訓練・演習を規制する具体的な規定はありません。しかし、基地の外で行われる訓練等については、基地周辺住民の方々への影響が大きいことから、日米両国政府による事前協議が必要であると考えています。この事前協議を制度として実現するためには、日米地位協定の改定が不可欠であると考えられることから、渉外知事会では地位協定の改定を求めています。

一方、情報提供に関しては、安全保障上明らかにできない情報があることは理解しますが、基地周辺に大きな影響を与えたり、県民のみなさまの安全に関わるような問題については、適時適切な情報提供が必要であると考えています。

こうした情報提供の基本的な考え方については、国においても共有されており、これまで空母艦載機着陸訓練に関する情報提供などがなされてきた経緯があります。

このため渉外知事会では、運用改善として演習訓練内容の事前通報と公表、米軍機の飛行実態に関する情報公開といった具体的な例を挙げて、情報提供の拡充を求めています。

今後も、基地問題の解決を図るため、渉外知事会を通じて、日米地位協定の改定と運用の改善による積極的な取組を国に求めてまいります。

(3) ジェンダーに配慮した避難所について

【大山議員】次に、ジェンダーに配慮した避難所についてです。

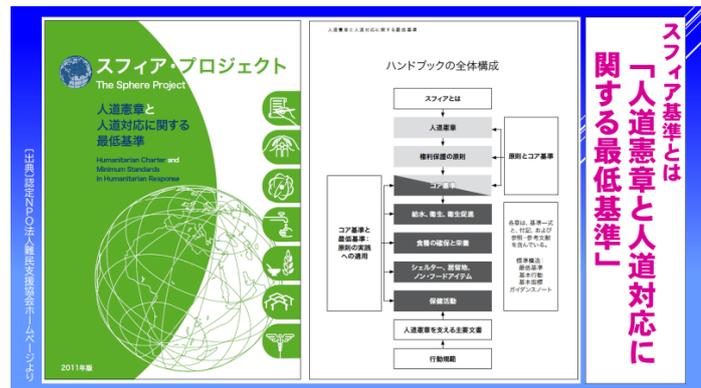
本県は近年、大規模災害が発生してはいても、県民が長期の避難所生活を強いられる事態は発生していません。しかしながら、県民に何らかの負担や犠牲を強いることを考慮すれば、避難所対策の充実が急務です。

災害対策基本法では、その第4条で「都道府県は、基本理念にのっとり、一（中略）一防災計画の策定、実施とともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する」とされています。

阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓から、避難所整備にジェンダーの視点を徹底すべきことも、広く認知されるようになりました。避難所では、女性にだけ介護や炊き出しの労が課せられる役割分担の問題、授乳やトイレの配慮、洗濯物の取扱い、生理用品の配布、要配慮者の同性介助の必要など、ジェンダー視点は横断的に求められます。加えて、避難所でのセクハラや性犯罪が多く報告されており、これらは根絶されなければなりません。

本県は、国際的避難所基準であるスフィア基準の観点を盛り込み、性的マイノリティ配慮も含めた避難所マニュアル策定指針を作成しています。しかし、直接運営に当たる市町村がどこまで計画を策定しているか確認できておらず、よって、その中にジェンダーの視点はあるかなどの把握ができていません。

そこで知事に伺います。ジェンダー視点を生かした避難所マニュアルの市町村での策定を促進するため、全市町村の避難所マニュアルの作成状況を把握し、未作成の市町村には個別の支援をするなどの丁寧な取り組みが求められると考えますが、見解を伺います。



【黒岩知事】次に、ジェンダーに配慮した避難所についてです。大規模災害時に長期の避難を余儀なくされる被災者の誰もが安心して生活できるよう、女性の視点も取り入れた、いわゆるジェンダーに配慮した避難所運営は、大変重要です。

県はこれまで避難所マニュアル策定指針を作成し、市町村の避難所運営を支援してきました。平成30年には、熊本地震などの教訓を踏まえ、授乳や着替えのためのスペース確保や、女性専用トイレの設置など、避難所の生活環境の向上について指針に盛り込みました。また、昨年12月には、NPO法人と避難所用間仕切りシステムに関する協定を締結し、避難所におけるプライバシーの更なる確保に向けて体制を整備しています。さらに、今年3月に修正した県の地域防災計画に、要配慮者や性的マイノリティの方へのケアなどに十分配慮する必要があると位置づけました。これを受けて、現在28市町がジェンダーに配慮した避難所運営マニュアルを作成しています。避難所の運営は基本的には市町村の役割ですが、県では未作成の市町村に対して、ジェンダーに配慮したマニュアルの作成を働きかけてまいります。

〔要 望〕

〔大山議員〕 避難所についてです。前向きなご答弁をいただいて力強く感じています。この質問を行うにあたり、安全防災局のホームページから33市町村の避難所情報へのリンクを見た際に、リンクできない自治体が幾つかありました。中には、3年前から閉じられていたサイトにつながっているというものもありました。こういう状況では、市町村の避難所整備支援へ姿勢が疑われます。

ジェンダー視点を盛り込む避難所計画の策定に関し、本県の本気度を示す形でのさらなる調査をしていただいて、安心できる避難所が県下に増えることを期待します。

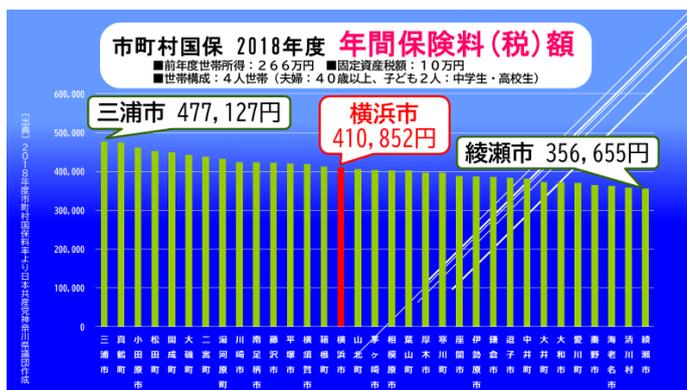
（４）国民健康保険運営方針のよりよい改定に向けて

1) 国民健康保険料の引き下げについて

〔大山議員〕 次に、国民健康保険運営方針のよりよい改定に向けて伺います。まず、国民健康保険料の引き下げについてです。

国民健康保険は社会保障制度の1つであり、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の最後の砦とも言うべきものです。2018年度に実施された国保の都道府県単位化から3年が経過し、来年2021年4月から神奈川県国保運営方針が改定されることから、その課題を検証します。

2018年度、国保被保険者の年齢構成は64歳から74歳が42.2%を占め、世帯主の約半数が無職です。年間所得に関して言えば、その約8割が200万円以下。横浜市を例にとると、年間所得266万円、40歳以上の夫婦と中学生・高校生の4人世帯の場合、保険料は41万円にもなります。実に15%の負担率です。



県内滞納世帯は20万世帯、16.3%に上り、払えない保険料となっています。20万世帯もの人が、受診をあきらめかねない状況にあるわけです。

また、他の社会保険と比べると、国保加入者の平均所得は半分以下であるにも関わらず、保険料負担率は約1.6倍という重い負担になっており、これは、国庫負担が切り下げられてきたことに起因します。



都道府県単位化に伴って国から約3400億円の財政投入がなされたとはいえ、国保の総医療費に占める国庫支出金の割合は、1984年の50%から現在では40%近くへと減少しており、国保加入者の保険料負担の軽減にはつながっていません。

もはや自治体の努力だけでは解決できない状況に追い込まれている今、抜本的対策が求められており、子どもが多いほど負担が重くなる均等割も問題です。

市町村の工夫による、独自の減免制度があります。例えば横須賀市では、生活保護担当課が、保険料負担によって生活保護水準に相当することになる生活困窮世帯に、国保料の減免を図る等の取組を行っており、県も保険料負担の軽減を支援すべきです。

そこで知事に伺います。国に対し、国保へのさらなる財政投入を求めるとともに、子どもの均等割の廃止と、決算補填目的等の市町村一般会計法定外繰入を認めさせる必要があると考えますが、見解を伺います。

また、県としても国民健康保険運営方針について、法定外繰入の段階的廃止を盛り込むべきではないと考えますが、見解を伺います。

加えて、保険料の独自減免制度の拡充も有効な負担軽減策であることから、国保運営方針に、収入が生活保護基準の130%以下を対象とする減免制度を例示的に記載することが有効と考えますが、見解を伺います。



【黒岩知事】次に、国民健康保険運営方針のよりよい改定に向けてについてお尋ねがありました。まず、国民健康保険料の引き下げについてです。

国民健康保険制度は平成30年度の制度改革に際し、国が毎年3,400億円の財政基盤強化策を実施することとなりましたが、依然として他の公的医療保険制度と比べ、収入に対する保険料負担水準が高いという構造的な問題は解消されていません。

保険料負担水準に関してですが、県ではこれまでも、国保への財政投入や子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入について国に要望しています。しかし、決算補填目的の一般会計からの法定外繰入については、本来被保険者の保険料で担うべき国民健康保険の費用を、住民全体の負担によって賄うこととなりますので、解消していく必要があります。このため、運営方針の改定案には、計画的段階的な法定外繰入の解消に向けた対応について記載しています。また、生活困窮者の保険料の減免制度についてですが、保険料の減免は個々の市町村の財源負担と併せて、まずは市町村において議論されるべきものであり、運営方針において市町村の減免制度に対して統一的な基準を示すことは困難と考えます。

県は、今後も国に対し必要な財政措置について働きかけるとともに、財政運営の責任主体として安定的な制度運営に努めてまいります。

2) 事務処理の標準化について

【大山議員】次に、事務処理の標準化についてです。県内同一国保になったにも関わらず、市町村によって医療を受ける権利、受療権に差異が生じている問題です。

国保料の滞納があった場合、被保険者証ではなく短期被保険者証や、窓口10割負担の資格証明書が発行されることがありますが、県内の国保被保険者数の4割を占める横浜市では、短期証と資格証を発行していません。資格証は、県内9自治体が発行していません。

受診の機会を奪いかねない短期保険証や資格証明書は、滞納者への制裁措置に他ならず、受療権の侵害になるので発行はやめるべきです。報道によると、横浜市の担当課は「意図的に支払わないという人はほとんどいない」と述べています。

そして、払いたくても払えない場合の滞納整理について、徴収ありきの強権的な姿勢ではなく、生活困窮の実態を見て配慮することも必要です。

そこで知事に伺います。県内で受療権の格差を生じさせないため、神奈川県国保運営方針に、受療権の侵害となる資格証の交付を取りやめることに加えて、短期証を交付する場合は自動継続とし、「特別な事情」については、丁寧な確認を要件とすることを明記する必要があると考えますが、見解を伺います。

また、徴収事務に関しては、滞納整理に関し、「財産等がなく納付が困難なものに対しては、執行停止とともに生活支援の担当課等と連携して対応する」旨を明記し、全市町村がこの立場で統一的な加入者の立場に立った徴収事務を行うことを助言・指導していくことが必要と考えますが、見解を伺います。以上です。

【黒岩知事】次に、事務処理の標準化についてです。

運営方針においては県と市町村が協議し、標準的な事務処理の基準を設定しています。資格証明書の交付や保険料の滞納処分の執行については、法令に規定された事務であることから、いずれも取りやめたり停止したりすることは、今回の運営方針案に明記することはできません。

なお、短期被保険者証の更新にあたっては、市町村が新たな被保険者証を速やかに手元に届けるよう努めることを明記しています。県は今後とも、運営方針に沿って適切な事務処理が行われるよう、市町村への定期指導や研修等を通じ、助言・指導を行ってまいります。答弁は以上です。

〔要 望〕

【大山議員】国保運営方針についてです。国保運営に関して、本県が国と市町村の間に介在することが、本県被保険者にとっては幸いだったと言われるような心ある運営方針の策定に、今後ともご尽力下さるようお願いいたします

【2】県政の重要課題について

（1）県立高校の真に適正な学級規模・学校規模の実現に向けて

1) 少人数学級の場の確保について

【大山議員】次は、県政の重要課題についてです。まず、県立高校の真に適正な学級規模・学校規模の実現に向けて伺います。はじめに、少人数学級の場の確保についてです。

本県は2015年に策定された県立高校改革基本計画に則って、少子化を理由に統廃合を進めています。一期目4年間で4校、二期目4年間で4校、三期目で10校近くを削減する計画です。現在、三期目の計画策定中です。

県立高校改革の開始当時、2016年当時には、本県は国の学校基本調査から試算すると、1校当たりの生徒数が一番多い県でした。そして、さらに再編統合によって大規模校を目指していることとなります。1999年の県立高校改革推進計画の中では、1学年6～8学級が適正な学校規模とされていたにも関わらず、現在では一学年6～8学級「以上」という目標を持っています。上限の決めがないとは何事でしょうか。

文科省には高校の適正規模の数字がありませんが、全国的には6～8学級が多いとのことでした。東京都教育委員会に確認したところ、都立高校に関し、1学年に換算すると4～8学級を標準としています。学校が大規模化することで、教師集団がすべての子どもの顔や名前を認識できず、多角的な把握ができない、特別教室などが限られ、カリキュラムに支障を来す等、負の要素を考慮すれば、学級数に制限を設けるのは当然です。

上限の決めがない計画については、「教育環境を犠牲にしても、財政縮減を優先した」とのそしりは免れません。実際、現状でも1学年9学級以上の学年が88学年、うち10学級が28学年にも上ります。

今般のコロナ危機で、全国的に少人数学級を切望する声が広がり、文科省においても義務教育段階では予算要求されています。過去の例では、義務教育での教職員定数に関する標準法が改定されれば、高校標準法まで波及してきています。感染予防の観点からも、それは必然だと考えます。教育長からは、我が会派の先の代表質問において、少人数学級を設置していくためには施設の面で大きな課題があるとのことご答弁がありました。統廃合によって、さらに施設面での課題を厳しくしてしまっているのが現状です。

そこで教育長に伺います。近い将来、高校段階においても少人数学級を推進するために、適切な教育の場を確保しておくことが必要です。コロナ前に策定した第二期の県立高校改革実施計画を見直し、これ以上の削減をやめるべきと考えますが、見解を伺います。

〔桐谷教育長〕 教育関係についてお答えいたします。少人数学級の場の確保についてです。

県教育委員会では、現在、令和2年度から5年度までを計画期間とした県立高校改革実施計画二期に基づき、学校規模の適正化や学科改編等に取り組んでいます。

学校規模については、学び直しを必要とする生徒を支援するクリエイティブスクール等で少人数指導などの授業展開を可能にするなど、それぞれの学校や生徒の実情に配慮した取組を進めています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえ、きめ細かな指導を行うための義務教育段階での少人数学級が国において議論されています。しかしながら、現時点では、高校の教員の定数や1学級における生徒の数などを定めている、いわゆる高校標準法の改正など、高校段階における少人数学級について特段の議論はされていません。

県教育委員会では、今後も国の動きを適宜把握しつつ、コロナ禍の中にあっても様々な工夫を行いながら学校における教育活動を進めるとともに、活力ある教育活動と学校経営を円滑に展開できるよう、二期計画に取り組んでまいります。

〔大山議員〕 教育長、ご答弁いただきました。適正な学校規模に関して、県立高校改革第二期計画の見直しはしないというご答弁でしたけれども、京都府教育委員会が2015年に行った全国調査では、高校の適正規模は3～8学級に区分されており、本県の8学級以上という設定は全国でも特異なものとなっています。やはり、見直されるべきと考えます。

学校規模に関して研究したアメリカのコールマン報告によると、大規模校では教育環境に児童生徒の支配感が育たず、ひいては自分を取り巻く環境に関する支配感を失うとされています。自らの運命を自ら切り開いていく主体性が育めないとされています。学校規模にこだわるのは、こういった理由です。

〔要 望〕

〔大山議員〕 義務教育段階の少人数学級の実現に関して、教育長は国や県内選出国會議員にも要望を届けに出向いて下さり、頼もしく感じています。教育長の教育環境改善への思いをどうか義務教育段階にとどめず、高校、特別支援学校と分教室へも向けていただき、ともに生きる社会を教育から実践していただくよう要望します。

いつまでも数値目標を持った整備計画がないことが、どれほど差別的なことか。子どもたちは今の一瞬一瞬を生きています。その主体的に学ぶ意欲を最大限尊重する配慮を、教育局だけではなく全庁的に意識づけて下さるよう要望申し上げます。

2) とともに生きる観点に立った県立高校跡地の活用について

〔大山議員〕 次に、とともに生きる観点に立った県立高校跡地の活用についてです。

これまでに、再編統合で高校としての機能を失った学校は4校ありますが、その非活用地

について、教育局内では4校すべて利用の計画がないと聞いています。本県には、学校用地という教育資源が潤沢にあるのでしょうか。

そもそも県立高校の土地は、「学校を作るなら・・・」と、地主さんのご厚意で県に土地を寄付していただいた例もあると聞いています。何とか本県教育に活用できないか、検討されたのでしょうか。

例えば、特別支援学校の過大規模化については、私たちは再三指摘してきており、早期整備が必要だと考えております。国が特別支援学校の設置基準を持たない中でも、本県には2006年に「新たな養護学校再編整備検討協議会」の報告があり、そこには生徒数など適正規模が数値で示されていました。しかし、その数字は顧みられず、実際には「特別支援学校施設整備指針」という、数値目標のない指針で整備をすすめています。

一方、特別支援学校の過大規模解消の必要から、県立高校の空き教室を間借りしている分教室は、暫定措置として設けられました。

先日も、舞岡高校にある保土ヶ谷養護の舞岡分教室を見せていただきましたが、こちらの分教室もまた、職員室と保健室が一緒になり、今年度は図書室も実験室も一度も使ったこともなく、本校にある給食もなく、廊下は教具でいっぱい、一つしかない多目的室が時に更衣室となる、という状況でした。あまりに差別的な状況です。

教育環境の制約があつては、どんなに現場の努力があつても限界があります。乏しい教育環境のまま17年が経とうとしていますが、5年間の『緊急避難的』措置として設置した分教室を、そのまま恒常的に「新たな学びの場」として位置付けてしまっているのです。

先日、ある特別支援学校の保護者のみなさんと懇談しました。狭いグラウンドで、子どもたちがサッカーゴールは一つで練習せざるを得ず、いざ試合となると、どう動いていいのかわからず、まるで試合にならなかったという切ない話を伺いました。

この学校は、県立高校を活用して設置されました。四角いグラウンドの半分が宅地として売却され、狭くなってしまうといいます。思春期の子どもたちの発達が心配だと、おっしゃっていました。本校と等しく教育を受ける権利の保障が求められます。

特別支援学校の整備を進めるにも、いずれ解消されなければならない分教室が解消できるまでの環境を改善するためにも、高校段階で少人数学級を実現するためにも、場所の確保が重要です。



そこで教育長に伺います。現状の県立高校跡地を活用し、分教室解消に向けての特別支援学校への転用、少人数学級実現のための県立高校の整備促進のための活用等、目標と計画をもって検討すべきだと考えますが。見解を伺います。

〔桐谷教育長〕次に、ともに生きる観点に立った県立高校跡地の活用についてです。県立高校の再編統合による跡地については、これまでも横浜明朋高校などの新たな県立高校や、金沢養護学校、麻生養護学校などの特別支援学校の設置場所としても活用してきました。

今後の特別支援学校の施設整備にあたっては、こうしたこれまでの跡地の活用も参考にしながら、特別支援教育のあり方に関する検討会最終報告を踏まえ、人口増加に伴う地域的課題への対応などの観点から、今後の方向性について検討しています。

また、特別支援学校知的障害教育部門の分教室については、これまでの成果と課題を検証し、教育環境の整備等を進めたいと考えています。

次に、高校での少人数学級実現のための跡地の活用についてです。現在、国における少人数学級の議論は義務教育段階にとどまっているため、今後も国における議論を適宜把握してまいります。

県立高校改革実施計画一期で再編統合した県立高校の跡地については、その地域性などもあり、現時点で教育委員会で活用する予定はありません。答弁は以上でございます。

〔再質問〕

〔大山議員〕1点、再質問をさせていただきます。教育長は分教室のような教育形態を、解消しないでいいとお考えでしょうか。当初は暫定措置と専門家に言われた教育形態です。解消しないでいいとお考えか、お聞かせ下さい。

〔桐谷教育長〕大山議員の再質問にお答えします。特別支援学校の知的障害教育部門高等部の分教室では、設置している高校との日常的な交流もあり、分教室の生徒は基本的には特別支援学校本校ではなく、分教室を第一希望として入学しています。神奈川県の特設支援教育のあり方に関する検討会の最終報告でも、分教室も多様な学びの場の一つとして、今後のあり方を整理していくことが求められるとされています。

本校、分教室、県立高校のインクルーシブ教育実践推進校は、障がいのある子どもたちにとって、そのどれもが大切な学びの場であり、分教室は進路の多様な選択肢の一つとなっていますので、現時点でその解消は考えていません。今後、その適正配置や教室数の確保を含めた教育環境の整備等を進めたいと考えております。答弁は以上でございます。

〔要 望〕

〔大山議員〕現時点では解消するものとは考えてはいないけれども、今後検討されて行くということで、生徒ファーストで検討していただきたいと思います。

（２）不透明な県有地売却問題について

〔大山議員〕次に、不透明な県有地売却問題についてです。

1 1月5日発売の週刊誌に県有地の売却問題が掲載されており、中身は大変に衝撃的な内容でした。記事によると、横浜市保土ヶ谷区の旧県警職員官舎「常盤台公舎」の売却について、この土地の隣接地権者であった有限会社成光舎へ異例の随意契約で売却されたこと。また、その際の二つの条件が反故にされたにも関わらず、県が契約違反を容認し、他への転売を認めたため、成光舎が2億円近い利益を得たとみられるとの内容です。

この記事を受け、私たち県議団は売買に関わる資料を情報公開で入手しましたが、そこには当初、競争入札を堅持しようとした県が、ある時点から驚くほど業者の意のままに交渉が進められていく様子が記されていました。

2013年7月には、随意契約の条件であった保育所設置について、横浜市と県の担当者間の打ち合わせがあり、横浜市の担当者は「成光舎は土地所有者であるが保育所は直接運営せず、保育所運営は他業者に委ねるようなので流動的要素が多く、説明しにくい」と述べています。それを受けた県担当者は、「転売等されると、後から随意契約の妥当性を問われることとなる」と述べていました。

しかし、8月には横浜市から保育所設置の必要を述べる副申書が提出されました。

2013年9月には、県は横浜市からの副申書を受け、随意契約の方向性を決めると、その後、成光舎は鑑定額の値下げを求めてきます。その交渉の過程で、当時の菅官房長官や知事、副知事、県会議員の名前を出し、圧力をかけるような発言をしています。

県は交渉の過程で、2014年3月に「県が提示した条件で購入できないならば、一般競争入札に向けた手続きに進む」、同年4月には「再鑑定をすることはない」と発言をしていましたが、なぜか、1カ月後の2014年5月に、急遽異例の再鑑定を決めます。

県が当初依頼していた不動産鑑定士は、「上記金額(4億5,700万円)であれば入札ならば必ず成約する」との判断をしていたにも関わらずです。

再鑑定の結果、3億8,800万円に減額され、2014年12月に契約が成立します。しかし、成光舎は契約成立した日に土地を関連会社に転売し、すぐに他の事業者へ「保育所の設置」、「10年間の転売禁止」の2条件を知らせないまま売却交渉を始めます。県はのちにこのことを知りながら、2015年6月に、2つの条件を解除してしまいました。

このような交渉経過を見れば、明らかに県の対応に大きな問題があったと言わざるを得ません。問題は大きく分けて3つあります。



第一に、なぜ随意契約にしたのかです。そもそも随意契約は、地方自治法では非常に限定的とされています。今回の案件は、地方自治法施行令第167条第7項の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するとのことですが、当初の鑑定額よりも大幅に減額となっている時点で随意契約にする条件に該当せず、地方自治法に反している可能性がないのか。

第二に、売買契約書には10年間の転売禁止の規定があるにも関わらず、成光舎は契約した当日に転売をしており、なぜ、それを容認してしまったのか。

第三に、保育所を設置することが随意契約の条件だったにも関わらず、成光舎は、購入後すぐに横浜市の開発許可が下りないとして、保育所の設置を断念しています。県として保育所設置の条件審査がなされていないか、非常に甘かったのではないのか。

これら、通常の公有地の土地取引では有り得ないことが連発され、結果、県民の財産である公有地を安く売ってしまい、この成光舎が利益を得たという、非常に透明性、公平性、公正性に欠ける行政運営だったと言わざるを得ません。

週刊誌報道を受けて、担当課からは議員宛て文書が配布され、そこには政治的な圧力や付度は一切ないと書かれていますが、それらの要素を否定するのであれば、県民に納得のいく説明が求められます。

そこで知事に伺います。県民の財産である県有地の売却に関し、あまりにも不透明、不公平、不公正と思われることが行われたことについて、まずは県民に対し、「随意契約理由」、「転売容認理由」、「保育所設置の審査状況」の3点に関し、明確な説明を求めます。かつ、謝罪を行うべきと考えますが、見解を伺います。

また、今回の土地売買の在り方を、第三者委員会を設置して徹底検証し、原因究明をするとともに、再発防止に向けた対策を図り、それを県民に明らかにすべきと考えますが、知事の見解を伺います。以上です。

【黒岩知事】 県政の重要課題についてお尋ねがありました。県有地売却問題についてです。まず、随意契約の理由等についてです。

跡地となった県有地については、県や市町村による公共的な利活用が見込めない場合は、財源確保の観点から民間に売却することとしています。民間に売却する場合は、財産収入を確保することが最大の目的であることから、基本的に最も高い価格で売却できる方法を選択しています。

本件土地については、隣接地主に売却することで接道状況が良くなり、高度利用が図られるため、県有地を単独で売却するよりも高い価格で売却できることが鑑定評価で明らかになったことから、随意契約で売却したものです。また、横浜市からも、本件土地を保育所整備のために活用できるよう配慮して欲しい旨の副申がありました。

次に、契約当日の転売は買い主が資金調達のために関連会社に転売したものであり、これについては同一法人と評価できると判断して、転売を認めました。

また、保育所整備の実現性については、横浜市の開発許可が得られないことが事後に判明しましたが、横浜市からの副申があったとはいえ、保育所整備に伴う法規制の確認が十分でなかったと考えています。

今後、市町村から副申を収受する際は、副申が求める施設が整備できるか、しっかりと確認をしてまいります。

なお、本件土地売却の一連の手続きは適正に行われており、第三者委員会による検証については考えておりません。私からの答弁は以上です。

【大山議員】 ご答弁いただきました。初めに1点、訂正させて下さい。県有地売却問題の中

で述べました地方自治法ですが、施行令第167条第7項と述べましたが、167条の2第7項でしたので、そこを訂正させていただきます。

〔要 望〕

〔大山議員〕次に、不透明な土地の売却問題です。ご答弁いただきましたが、知事の説明に納得できた方はどれほどいるのでしょうか。

契約のあとに保育園の開発許可が下りないことがわかったとのことですが、横浜市と何回も確認作業を行い、中高層建築物を作ることは可能、開発に必要な土地に接する道路、接道の問題も含め、クリアできるとやり取りしている様子が見えます。なぜ、その時に保育所ができないと分からなかったのか、疑問が残ります。

成光舎は、保育所要件の解除を申請する前に他の事業者への売却交渉を始めましたが、県がそれを知ったのは、購入しようとした事業者が県に「何か条件はないのか」と質問してきたことがきっかけでした。このような契約違反になりかねない悪質な行為に対して、毅然とした対応を取らなかったことは、大いに反省すべきです。

懸命にまじめに生きている県民の共有財産を、不当な取引の材料にされたとすれば、それは許されません。誰もが納得する説明ができないなら、この問題に関わった関係者はすべて県民に謝罪し、再発を許さないための取組を検討すべきことを申し上げて、私の質問を終わります。

〔付 録〕 発言で触れた「交渉経過」

注) 副申書・・・申請書類の提出で、経由機関が副える調査事実や参考意見等を記した書類

交渉過程	主 体	内 容
2013年7月	横浜市と県 市担当者 県担当者	打ち合わせ／随意契約の条件である保育所設置について 「成光舎は土地所有者であるが保育所は直接運営せず、保育所運営は他事業者に委ねるようなので流動的要素が多く、説明しにくい」と発言 「転売等されると、後から随意契約の妥当性を問われることとなる」と発言
2013年8月	横浜市	保育所設置の必要を述べる副申書を提出
2013年9月	県	横浜市の副申書を受け、随意契約の方向性を決める
その後	成光舎	県に鑑定額の値下げを求める 交渉の過程で、当時の菅官房長官や知事、副知事、県会議員の名前を出し、圧力をかけるような発言をする
2014年3月	県	成光舎との交渉／「提示した条件で購入できないならば、一般競争入札に向けた手続きに進む」と発言
2014年4月	県	成光舎との交渉／「再鑑定をすることはない」と発言
2014年5月	県 当初県が依頼した不動産鑑定士	異例の再鑑定を決める 「上記金額（4億5700万円）であれば入札ならば必ず成約する」と判断
2014年12月	県と成光舎	契約成立／再鑑定の結果3億8800円に減額
契約成立日	成光舎	土地を関連会社に転売 他の事業者へ2条件（保育所の設置、10年間の転売禁止）を知らせないまま売却交渉
2015年6月	県	契約違反を知りながら2つの条件を解除